

自然保護指導員規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保護及び保全（以下、「保護等」という。）を推進するために自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の制度を設ける。”

(資格)

第2条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という。）会長が申請条件を確認の上で推薦し、本協会会長が認定・登録した者とする。なお、資格取得に関する手続きは別に定めるところによる。

（1）公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳）。"

（2）自然環境保護等に関心をもち、それに必要な活動ができる者。また、その活動に付随する研修に参加し、その活動における指導及び啓発活動ができる者。

(責務)

第3条 指導員は、山岳自然環境の状況把握に努め、必要に応じ所属岳連等の構成員又は一般登山者等に自然環境保護等について理解及び協力を求めるための諸活動をするものとする

2 指導員は、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯及び腕章（様式第2号）又はワッペン（様式第3号）を着用しなければならない。

3 指導員は、本協会又は所属岳連等若しくは各地域ブロックが実施する研修会、講習会又は自然保護諸活動等（以下「研修会等」）に出席し、自然環境保護等に関する知識及び技術の研鑽に努めるものとする。

4 指導員は、山岳及びそれを取り巻く環境について、必要に応じその状況を関係機関に連絡し、適宜連携して活動するものとする。

(登録)

第4条 指導員は、本協会に登録されることにより、その資格を生じる。”

2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。

(登録更新)

第5条 指導員は、少なくとも年1回程度は自然環境保護等の活動に参加し、原則として5年毎に過去5年間の活動歴を所属岳連等へ提出して、登録更新を行うものとする。ただし、第1回目の登録更新に当たっての期間の計算は指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年として計算する。

2 更新の時期は、5年毎4月1日とする。

3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当するなど指導員としてふさわしくないと本協会会長が認め、常務理事会が承認したときは、その資格を喪失する。ただし、指導員が死亡したときは、本文の規定にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。

(1) 自然保護関係法令に違反するなど自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者。

(2) 本協会又は所属岳連等の定款及び諸規程に違反した者。

(3) 登録の更新を行わなかった者。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会で改廃することができる。"

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年11月14日に一部改定。

平成20年4月1日から施行する。

平成26年5月20日から施行する。

平成29年9月14日から施行する。

令和元年7月11日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。"